

令和6年度

児童発達支援事業所 きらら

日中一時支援事業きらら

事業計画

児童発達支援事業 きらら

令和6年度事業計画

社会福祉法人久昌会児童発達支援室きらら

日中一時支援事業きらら

1. 基本方針

- ・地域の障害者などを通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自立に必要な援助、又は自活に必要な知識や技能の付与、又は集団生活への適応のための訓練を行う。
- ・地域の障害児の福祉に関する各般の問題につき、障害児の保護者等の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せて市町村及び指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整等を行い、計画相談支援や地域相談支援等具体的支援を実施する。

2. 重点目標

児童発達支援室きらら

- ① 日常動作における基本的訓練
個々の心身の状況に応じて日常生活を送るのに必要な機能の回復、又は退行を防止するための訓練を丁寧に支援する。
- ② 個別指導
個々の課題に応じてコミュニケーションスキル向上のため、「個別課題」を通して支援する。
- ③ 集団生活適応訓練
戸外や屋内遊びを通して遊びのルールへの支援や集団に適応する力を支えていく。
- ④ 食事の提供と介助
食事は同法人内で調理された食事を提供し食事に必要な介助をする。
- ⑤ 相談
利用児童についての医療、福祉生活全般についての相談に応じ、保護者に寄り添う。
また、関係機関（行政機関・医療機関・教育機関・児童福祉関係者等）と適宜サービス担当者会議などで情報交換を行い支援の方向性を確認していく。

3. 施設運営

- (1) 所在地 愛知県豊川市金屋本町4丁目55番地
- (2) 定員 10名
- (3) 利用登録者数 16人（毎日利用2名）
- (4) 開所時間
午前8時～午後17時15分
サービス提供時間
午前9時～午後15時

4. 児童の処遇

(1) 健康管理

- ・1年に2回、アセスメントを行い、病歴、障害歴、通院状況、服薬状況、予防接種の記録、健康面で注意することについて確認をする。
- ・個々の連絡帳にて、朝の検温や健康状態、登所前のご家庭でも様子を保護者に記入してもらい、情報を共有する。
- ・冬季は加湿器を使用し、ウイルスの飛散防止に努める。
- ・新型コロナウイルスの感染症対策として、児童やその家族の健康状態を把握するとともに、療育中の室内の換気、手洗い、消毒に心がける。
- ・必要に応じて、利用者の通院する医療機関と連携し、利用者の健康管理や発達に関する情報共有をしていく。
- ・協力医療機関 ささき小児科

(2) 療育内容

ア、個別支援計画の作成

1年に2回、アセスメントを行い、子どもの家庭での様子、通院状況、家庭環境の様子、利用者及び保護者の意向を確認し、個別計画に反映させる。

6ヵ月に1回以上モニタリングを行い、子どもの発達状況や家庭での様子を共有し、個別支援計画の見直しを行う。

イ、発達支援

5領域「健康・生活」「言語・コミュニケーション」「認知・行動」「人間関係・社会性」「運動・感覚」を踏まえ、個々の発達に沿った発達支援を行う。基本的には、毎日の生活を大切にし、身の回りの事は自分で出来るように生活の基盤づくりを保護者と一緒に考え、整えていく。

ウ、相談支援

年に2回の懇談会や、親子療育、家庭訪問、茶話会（きららのおしゃべり会）を通して、子どもへの関わり方、育ちなどの情報共有をしていく。

エ、移行支援

年長児に対して、教育委員会と連携し就学先の検討を行う。また、就学先への引継ぎを行う。また、他の事業所や保育園、幼稚園へ移行する際、また併用している場合は、関係機関に情報の引継ぎや情報の共有をしていく。

オ、家庭支援

保護者の就労や地域での生活を支えるため、5時間の発達支援に加え、預かりニーズに対応した延長支援を行っていく。

(3) 安全管理

非常災害時の避難訓練を実施（年6回程度）

非常時に必要な備蓄品、保存食等を子どもに合わせて見直しを行う。

5. 職員の処遇

(1) 職員構成

管理者 兼 児童発達支援管理責任者 1名

保育士 4名

事務員 1名 ※他事業所との兼務あり x

(2) 職員会議

会議名	対象	回数
合同会議	法人の各管理者 or 主任	毎月 1回
職員会議	事業所の職員	毎月 4回
加配きらら共有会議	ひかり加配保育士、きらら職員	毎月 1回

(3) 虐待防止対策

虐待防止委員会の設置。

各法人部署より代表者が参加する虐待防止委員会を定期的を開催する。

虐待防止に関する外部研修に職員が参加し、研修内容の共有を図る。

(4) 研修計画

※別途 研修計画一覧表参照

(5) 労務管理

事務作業の効率化を図る。

休暇を取得しやすい労働環境を整える。

各種規定、制度について分かりやすく説明し、職員の理解を深める。

6. 保護者に向けて

(1) 日々の様子を保護者に伝えていく。

連絡帳に食事や睡眠、日々の様子を伝えていく。

また送り迎えの際に保護者と話をする時間を作る。

(2) 親子療育の実施

集団の中での子どもの様子を見てもらうこと、職員の関わりを見て子育てのヒントを得ること、子育てで大事なことを実感することを目的として行う。

(3) 家庭訪問の実施

日ごろ過ごしている家庭での様子を知り、家庭での生活の工夫を一緒に検討していく。

また、災害時等、緊急事態に備え、家の所在地を把握するために行う。

(4) きららのおしゃべり会

年に3~4回実施

保護者が日ごろ感じている疑問や、子育ての不安などを出し合うこと、

また子どもの捉え方や発達について学ぶ場とする。
保護者同士の交流の場としても繋がりを作っていく。

(5) 個別面談

年に2回以上行う。個別支援計画をもとに、モニタリングを行う。また、家庭での様子を聞き取り、KIDS 発達検査など、児童をより深く理解する手掛かりにしていくとともに、家庭での子育ての大変さを共有し、家庭での子育ての工夫を一緒に考えていく。

(6) お知らせ

毎月1回、きららだよりの発行
行事によっては詳しいお便りを臨時的に発行
年間行事予定表の配布 ※別途参照

(7) 苦情受付

苦情相談窓口を設け、利用者の意見に真摯に対応していくと共に、意見や要望に対しても丁寧に説明や対応を行い、サービスの質の向上を図る。

年1回のアンケート、自己評価を実施し、保護者の意見を反映し業務改善につなげる。

7. 地域社会との連携

児童発達支援事業所共有会議への参加

2か月に1回の会議に参加し、他の事業所と情報共有を行うとともに、連携を合い、地域の課題を共に考え合っていく。

8. 地域貢献活動

社会福祉法人に求められている、地域における交易的な取り組みを実施する責務を果たすため、児童発達支援室きららとして以下のような地域貢献活動を法人各事業所の協力の下で行うことができるよう取り組んでいる。

〈事業名称〉 地域生活支援事業「日中一時支援事業きらら」

〈事業目的〉 地域の中で生活する障害児に対して、預け先に困る保護者や家庭で擁護することが困難な障害児を一時的に預かり適切に運営する。

〈事業内容〉 配置職員は、児童発達支援室きららと同様とする。利用者に対しては心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と充実に資するものとする。また、利用者の負担により、当該事業所以外の者による保護を受けさせることはない。

〈前年度実績〉 契約 13件

令和6年度 研修計画（予定）一覧表

NO	月	研修名	主催・場所
1	6月	発達障害基礎講座	岩崎学園
2		発達障害基礎知識	青い鳥医療福祉センター
3	7月	発達障害支援研修会	豊橋あゆみ学園
4		自閉症基礎講座	つぼみの会
5	8月	子どもの行動の捉え方	愛知県医療総合センター
6	9月	障害児支援における権利擁護	ASK
7		強度行動障害支援者養成研修	穂の国まちづくりネットワーク
8	10月	キャリアパス研修会	愛知県社会福祉協議会
9		障害福祉従事者初任者研修	豊川市
10	1月	学齢期の気になる子供の理解と対応	岩崎学園
11		子どもの心と育ちを考える会	かずおメンタルクリニック
12	2月	権利擁護についてのセミナー	豊川市
13	3月	意思決定支援を考える	ASK

R6年度 年間行事実施予定

児童発達支援室 きらら

月	行事(児童参加)	行事(保護者参加)	定例行事
4	1~3 自由登所日 4 30	入所式 ポッキー先生の親子遊び	1~3 自由登所日 26 誕生会
5	玉ねぎ掘り	7 家庭訪問(~5月末)	1.2 自由登所日 17 避難訓練 31 誕生会
6	じゃがいも掘り	おしゃべり会①	28 誕生会
7	3 プール開き	保護者向け講演会(ZOOM) 15 Kids配布	17 避難訓練 26 誕生会
8	7 七夕		14~16 職員研修の為休所 25 誕生会
9	17 引き渡し訓練 お月見会	4 懇談会(~30)	17 引き渡し訓練 27 誕生会
10	おいもほり ミカン狩り 24	ポッキー先生の親子遊び	25 誕生会
11		1 入所継続受付開始(来年度) おしゃべり会②	21 避難訓練 29 誕生会
12	6 餅つき 13 ケーキ作り 20 クリスマス会	保護者向け講演会(ZOOM)	13 誕生会 自由登所日 30~1/3 休所
1		15 Kids配布	17 避難訓練 31 誕生会
2	3 豆まき	5 入所説明会(来年度) 15~ 懇談会(年長児)	3 誕生会
3	未定 27	1~ 懇談会(その他) お別れ遠足 卒所式	3 誕生会 17 避難訓練 28~4/2 休所(新年度準備の為)

※この表はあくまでも予定で、変更になることがあります。また自由登所日はご家庭の都合のつかない方のみの療育になります。給食が未定です。